

アメリカ合衆国フロリダ州と日本国政府との間の 経済及び貿易関係に関する協力覚書

本協力覚書（以下「本覚書」という。）は、アメリカ合衆国フロリダ州政府及び日本国政府（以下、単独で「当事者」といい、総称して「両当事者」という。）により作成されたものである。

両当事者は、一層広範な米日経済関係の強化を奨励するとともに、アメリカ合衆国フロリダ州（以下「フロリダ州」という。）が果たし得る、また、果たしてきた重要な貢献的役割を認識する。

両当事者は、それぞれの総合力と個々の強みを考慮しつつ、インフラ・地上交通、宇宙・航空・防衛、ロジスティクス、クリーン・エネルギー及び持続可能性、生命科学及びバイオテクノロジー、学術協力、姉妹都市・姉妹州・姉妹港提携等の相互に恩恵のある分野において一層協働し取組を調整する意図を有する。

項目 1. 協力分野

両当事者は、互いに共通の価値を尊重しつつ、次の分野において協力する意図を共有する。

・インフラ・陸上交通

両当事者は、フロリダ州が多数のインフラ整備を計画していることを歓迎し、近代的かつ効率的なインフラ、特に陸上交通サービスの提供における協力が、経済発展と社会システムの改善に不可欠であることを認識する。両当事者は、フロリダ州における鉄道インフラ整備への日本企業の貢献を歓迎し、安全性、信頼性、環境適合性、技術及び経済的便益の観点から、日本企業の交通インフラシステムへの更なる参画を支援するため、意見交換を行う。

・宇宙・航空・防衛

両当事者は、優れた宇宙、航空及び防衛産業を有し、かつ、フロリダ州における商機が増加している中で、これらの分野における協力可能性の高さを認識している。両当事者は、これらの分野に関する米日協力が進展していること、及び、宇宙航空研究開発機構（JAXA）とスペース・フロリダが協力を推進するための協議を行っていることを認識し、宇宙ビジネス協力を推進する可能性を探る。

・ロジスティクス

両当事者は、日本企業がフロリダ州を米国と中南米・カリブ海地域を結ぶ中心拠点として、また、米国国内における重要な拠点として活用していることを歓迎し、これらの地域での日本企業のビジネスを強化し支援するために、フロリダ州の地政学的な利点に留意しつつ、ビジネス拡大の方途を更に模索し続ける。

・クリーン・エネルギー・持続可能性

両当事者は、両当事者がクリーン・エネルギーを推進し、持続可能性を高めていることを歓迎し、安定的で安価なエネルギー供給を確保しつつ、（水素、太陽光等の）高効率発電等の技術の推進に際しての協力強化のために協働する。この点において、両当事者は、オーランドに本拠を置く三菱パワー・アメリカがフロリダ州の安定的かつ安価な電力供給及びガスタービン・コンバインドサイクル（G T C C）技術を用いた高効率発電の進展に貢献していることを歓迎する。

・生命科学・バイオテクノロジー

両当事者は、生命科学及びバイオテクノロジーが現在フロリダ州から日本への主要な輸出品目となっていることに留意し、日本企業がフロリダ州でそれらの分野への投資を増大させていることを歓迎する。両当事者は、この分野における革新的技術に関する情報交換及び研究開発を強化する。

・学術協力

両当事者は、フロリダ州及び日本の高等学校間、大学間及び研究機関間の活発な交流プログラム及び人的交流の再開を歓迎し、交流プログラム、研究者間交流及び学術協力を支援し促進しつつ、更なる協力関係の強化を期待している。

・姉妹州・姉妹都市・姉妹港提携

両当事者は、ビジネス関係を推進する上で重要な手段である草の根の親善を進展させるものとして、姉妹州、姉妹都市及び姉妹港プログラムを歓迎し、フロリダ州と日本との間に新たな姉妹都市協定及び姉妹港関係を設定することを支援する。

項目 2. 協力の形式

協力の形式は、以下の事項及び両当事者が決定したその他の形式を含むことができる。

- 技術及びインフラの実証事業を含む特定の事業
- 政策及び事業並びに政策立案及び能力構築の支援に関する適当な情報及び経験の共有
- 両当事者間の貿易及び投資を促進するための利用可能な手段やインセンティブ事業の相互紹介
- 人事交流及び一方の当事者から他方の当事者への一時的な人員の派遣
- 両当事者の研究機関及び大学間の生命科学その他の技術等の分野における共同研究、開発及びプロジェクトの展開の推進
- シンポジウム、セミナー、ワークショップ、展示会及び研修の共同開催
- 多数国間コンソーシアムを含むその他のコミットメント又は取組への参加
- 地方自治体、研究機関、大学、非政府組織その他の機関からの参加及び支援の促進
- 本覚書の目的に寄与する相互に受入れ可能なその他の協力の形式

項目 3. 実施

両当事者は、本覚書に沿う形で共通利益のための機会となる共通の関心事項について、定期的に、相互に情報を提供し協議を行う。

本覚書を監督し実施するため、フロリダ州は、商務局、セレクトフロリダ及び国務局を指定し、日本国政府は、外務省、経済産業省、国土交通省、文部科学省、防衛省、総務省、日本貿易振興機構（JETRO）及び在マイアミ日本国総領事館を指定する。

これらの機関は、本覚書の実施について、適当な場合には、フロリダ州と日本国の主体間の他のコミットメントとの調整を行う。

項目 4. 期間・終了・修正

本覚書は、法的拘束力を有さず、いずれの当事者に対しても、法的な又は衡平法上の権利又は義務を生じさせるものではない。

本覚書の下での協力は、両当事者の署名の日から 4 年間継続し、両当事者の署名付きの書面による両当事者の決定によって本覚書を修正し又はその期間を延長することができる。

いずれの当事者も、他方の当事者に対して書面による通知をした 45 日後に

本覚書の下での協力を終了することができる。

本覚書は、東京において、2023年10月12日に同等の価値を有する英語及び日本語で両当事者により署名された。

フロリダ州に代わって

日本国政府に代わって

コート・バード
フロリダ州務長官

高村正大
外務大臣政務官